

## 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

# 徴収猶予の「特例制度」について

### 特例制度とは

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、申請により1年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

### 対象となる方(要件)

以下の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問いません)が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る**収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少**していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

※「事業等に係る収入」とは、法人の収入(売上高)のほか、個人の方の経常的な収入(事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等)を指します。

※パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、上記の要件を満たせば対象になります。

※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### 対象となる町税

- ・令和2年2月1日から※**令和3年2月1日まで**に納期限が到来する町県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、及び法人町民税の税目が対象になります。(※政令改正により対象となる納期限が延長されました。)
- ・これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

### お問い合わせ・申請先

藍住町役場 税務課 TEL 088-637-3117  
〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1

申請の手続きについては裏面へ

## 申請の手続等

### ◆提出する書類

以下の書類を町(税務課)へ提出してください。(郵送による提出も可能です。)

#### ①徴収猶予申請書

#### ②収入や現金及び預貯金の状況が分かる書類(売上帳、預貯金通帳、給与明細書等)の写し

※②の書類の提出が難しい場合は、予めご相談ください。

### ◆申請の期限

関係法令の施行から2か月後(令和2年6月30日)、又は納期限(納期限が延長された場合は、延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

### ◆猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、猶予申請の許可又は不許可を通知します。

## 猶予期間等

○猶予期間は、納期限から最大1年間です。

○申請が許可された場合、納付書を送付しますので、猶予期間内に納付してください。

※猶予期間内において分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。